

# 持続可能な開発のための 2030アジェンダと日本の取組



# 持続可能な開発のための 2030アジェンダとは

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までの国際開発目標です。

国際社会は、MDGsを開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げました。一方で、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、サハラ以南のアフリカなど一部地域での目標達成の遅れといった課題が残されました。また、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じたほか、民間企業やNGOなどの開発に関わる主体の多様化など、MDGsの策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げています。

MDGsが開発途上国のための目標であったのに対し、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的(ユニバーサル)な目標です。また、その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なアクター(主体)が連携し、ODAや民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされています。

## ● MDGsとSDGsの比較

MDGs ミレニアム開発目標 Millennium Development Goals 2001~2015年	SDGs 持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals 2016~2030年
8ゴール・21ターゲット (シンプルで明快)	17ゴール・169ターゲット (包括的で、互いに関連)
途上国の目標	全ての国の目標 (ユニバーサリティ)
国連の専門家主導で策定	国連全加盟国で交渉
	実施手段も重視 (資金・技術等)



## ● 持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

1 貧困をなくそう	<b>目標1 [貧困]</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。	10 人や国の不平等をなくそう	<b>目標10 [不平等]</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する。
2 飢餓をゼロに	<b>目標2 [飢餓]</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	11 住み続けられるまちづくりを	<b>目標11 [持続可能な都市]</b> 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3 すべての人に健康と福祉を	<b>目標3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12 つくる責任 つかう責任	<b>目標12 [持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な消費生産形態を確保する。
4 質の高い教育をみんなに	<b>目標4 [教育]</b> すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	13 気候変動に具体的な対策を	<b>目標13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5 ジェンダー平等を実現しよう	<b>目標5 [ジェンダー]</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。	14 海の豊かさを守ろう	<b>目標14 [海洋資源]</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6 安全な水とトイレを世界中に	<b>目標6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15 陸の豊かさも守ろう	<b>目標15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<b>目標7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。	16 平和と公正をすべての人に	<b>目標16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
8 働きがいも経済成長も	<b>目標8 [経済成長と雇用]</b> 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう	<b>目標17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	<b>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

# SDGs 実施に向けた日本の取組

## —SDGs推進本部の設置と実施指針の決定—

日本は、長きにわたり国の内外で持続可能な発展を達成してきた実績に基づき、誰一人取り残さず、SDGsを実施していくため、国内実施及び国際協力の両面において更なる取組を進めていきます。

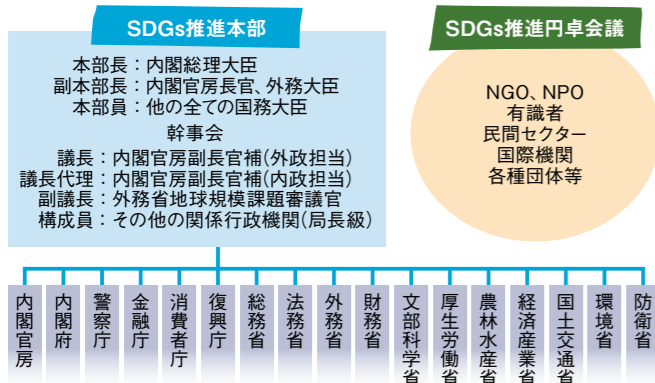
### 1 国としての実施体制の構築

関係省庁が連携し政府一体となった取組を可能にする新たな国の実施体制として、**2016年5月20日に、内閣に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を立ち上げました。**この本部は、内閣総理大臣を本部長、全ての閣僚を構成員とし、日本政府のSDGs達成に向けた取組の実施、モニタリング及び見直しを行う司令塔として機能するものです。



第2回SDGs推進本部会合(2016年12月)(内閣広報室提供)

#### ●SDGs推進本部



持続可能な開発目標(SDGs)に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置。

### 2 実施指針の策定

日本が2030アジェンダの実施に取り組むための国家戦略として、SDGs推進本部は、**2016年12月22日に、SDGs実施指針を決定しました。**

この指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先分野の下で、140の国内及び国外の具体的な施策を指標とともに掲げています。

#### ●SDGs実施指針の概要



8つの優先課題はそれぞれ、2030アジェンダに掲げられている5つのP\*に対応。  
 \*2030アジェンダの序文において、持続可能な開発の重要分野として、人間(People)、地球(Planet)、繁栄(Prosperity)、平和(Peace)、連帯(Partnership)の5つのPが例示されている。

### 3 ステークホルダーとの連携

SDGs推進本部は、より広範で多様なステークホルダーとの強化された連携を重視し、行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等が集まり意見交換を行うSDGs推進円卓会議を設置しました。

SDGs実施指針に基づく取組の実施に当たっても、SDGs推進円卓会議等の枠組みを活用して、ステークホルダーとの間で緊密な連携を図っていきます。

更に、より広範な市民の2030アジェンダに関する認知や理解の向上のため、様々なメディアを通じて全国の人々に働きかけるべく、積極的に取組を進めています。

### 4 2030アジェンダのグローバルな実施の支援

日本はまた、2030アジェンダのグローバルな実施を支援するため、人間の安全保障の推進を基本方針の一つとする開発協力大綱の下、国際保健や防災、質の高いインフラ投資の推進、女性等の広範な分野において一層積極的に取り組んでいきます。

さらに、開発途上国のSDGsへの取組のための国家戦略や計画等の策定の支援も行っています。



エジプトにおけるバイオマスエネルギーを活用した起業家支援プロジェクト(5つの国際機関による合同プロジェクト)

### 2030アジェンダと人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人一人を保護するとともに、自ら課題を解決できるよう能力強化を図り、個人が持つ豊かな可能性を実現できる社会づくりを進める考え方です。



国連総会決議(2012年)において、人間の安全保障は、「人間中心の、包括的で、文脈に応じた、予防的な対応を求める」ものとされていますが、これは、「人間中心」、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、経済・社会・環境への統合的取組を掲げる2030アジェンダと高い親和性を有しています。

「人間の安全保障アプローチ」と呼ばれる視点から支援を実施しているのが、1999年に日本が設立を主導した国連人間の安全保障基金です。2015年末時点で、88の国・地域で224件のプロジェクトを実施しており、これまでに日本は累計約4.1億ドルを拠出しています。また、人間の安全保障アプローチを用いた支援として、日本は、「人道と開発の連携」を図るプロジェクトやシリアやマダガスカル等において複数の国連機関が共同実施する分野横断的なプロジェクトも支援しています。

### SDGs達成に向けた日本のアフリカにおける取組

2016年8月に、日本は第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)を、初めてアフリカの地で開催しました。アフリカにおける2030アジェンダやG7伊勢志摩サミット等の国際的なイニシアティブの実現に向けて、日本は、経済の多角化・産業化、強靱な保健システム促進、社会の安定化促進を3つの優先分野として、官民連携による約300億ドルのアフリカの未来への投資を行うことを表明しました。



TICAD VI開会セッションで基調演説する安倍総理(内閣広報室提供)

# 分野別の取組

## (国際協力)

3 すべての人に健康と福祉を



### 保健

健康的な生活の確保  
(Goal 3)

日本政府は、SDGs実施を念頭に、2015年9月に「平和と健康のための基本方針」を策定しました。この方針においては、①公衆衛生危機・災害等に対して強靱な国際健康安全保障体制の構築及び②ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けた取組を中心に据えています。また、これらの取組にあたっては、③日本の保健・医療に関する人材、知見及び技術を活用していくこととしています。

このような貢献に向け、日本政府は、2016年5月にグローバルファンド、国際保健機関(WHO)、世界銀行等に対し、今後約11億ドルを拠出する方針を表明しています。また、アフリカの公衆衛生危機への対応能力強化へ向けて、感染症対策の専門家を2万人



有償資金協力専門家として活躍するケニア保健財政/UHCアドバイザー (JICA提供)

育成することや基本的保健サービスにアクセスできる人数をアフリカにおいて200万人増加することも約束しています。

UHC達成の取組においては、すでにケニアにおいて、地方政府やそれを支える中央官庁のマネジメント強化を始め、貧困世帯の健康保険への無料加入及び無償産科サービスの実施に向け支援を実施しています。

(注)UHC：全ての人が基礎的保健サービスを必要な時に負担可能な費用で享受できること。

5 ジェンダー平等を實現しよう



### 女性

ジェンダー平等と女性のエンパワメント  
(Goal 5)

日本政府は、2016年5月に「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、この分野における国際協力を強化しています。この開発戦略は、①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮

のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上を重点分野としています。具体的には、女性に配慮したインフラ整備や母子保健サービスの拡大、女子教育や理系分野で活躍する女性の拡大、防災分野をはじめとする女性の指導的役割への参画推進等の支援を通じて、女性の活躍推進と質の高い成長を目指しています。

たとえば、インドにおいては、女性専用車両や防犯設備を含む地下鉄システム整備を支援しました。また、アフガニスタンにおいては、女性の人権と安全を脅かす課題に対処するため、女性警察官の育成事業を支援しています。

これらの協力を推進するため、日本は、2016年～18年の3年間で5000人の女性行政官等の人材育成及び5万人の女子の学習環境の改善を実施すること、また2018年までの3年間で総額30億ドル以上の支援を行うことにコミットしています。



インドにおける地下鉄システム整備(JICA提供)

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



### 防災

防災  
(Goal9と11)

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助のみならず、事前の防災対策及び災害復旧復興において積極的な支援を行っています。

2015年3月、仙台において第3回国連防災世界会議が開催されました。これは、国際的な防災戦略について議論するために国連が主催する会議で、日本は積極的に国際防災協力を推進していることから、第1回(1994年横浜)、第2回(2005年神戸)に続き、第3回会議もホスト国となりました。今回の会議には185の国連加盟国、6,500人以上が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加する、日本で開催された過去最大級の国際会議となりました。会議の結果、仙台宣言とともに、防災の国際的指針である「仙台防災枠組2015-2030」が採択されました。仙台防災枠組には、防災投資の重要性、多様なステークホルダー(関係者)の関与、「より良い復興(Build Back Better)」、女性のリーダーシップの重要性など、日本の主張が取り入れられました。さらに、日本は新たな協力イニシアティブとして、安倍総理大臣が今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協



2016年11月、高知県黒潮町において開催された「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮に参加した、日本を含む30か国の高校生たち (国内参加高校生約110名、海外参加高校生約250名)

力イニシアティブ」を発表しました。日本は2015年～18年の4年間で40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明するなど、防災に関する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示しました。

また、仙台防災枠組及び2030アジェンダのフォローアップとして、津波に対する意識啓発のため、国連での「世界津波の日」の制定を各国に呼びかけました。その結果、2015年12月22日、国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が全会一致で採択されました。「世界津波の日」の制定を受けて、2016年には「世界津波の日 高校生サミット in 黒潮」や津波防災訓練等、世界各地で「世界津波の日」関連行事を実施しました。

17 パートナーシップで目標を達成しよう



### 実施手段

グローバル・パートナーシップの強化  
(Goal 17)

2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップ・レビューにあたっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根

も越えた形で、NPO・NGO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体、地方自治体、議員、科学者コミュニティ、協同組合等、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要です。

このため、特にアジェンダの推進・実施全体に係る事項については、関係省庁とステークホルダーの代表から構成されるSDGs推進円卓会議等を活用して緊密な連携を図っていきます。

また、SDGsの実施に国民的な運動として取り組むべく、あらゆるステークホルダーと連携して、SDGsの国内的な認知度向上や啓発、普及のための広報・啓発活動を積極的に実施するとともに、様々な国際会議等の機会を活用し、我が国の取組を国際的に発信するための広報活動にも取り組んでいきます。



2016年12月、政府とステークホルダーが連携して「SDGs実施指針策定に関する共同記者会見」を開催 (SDGs市民社会ネットワーク提供)